

2025(令和7)年度から月額算定が変わります

月額算定の主な変更点についてお知らせいたします。

なお、詳細については、月額算定開始前に改めてご案内させていただきます。

主な変更点

変更点	変更前	変更後
月額算定月	6月	10月
算定方法	USB提出	電子申請
月額算定期間	3月末～4月25日	7月中旬～8月末頃
決定通知書の発行時期	5月下旬	9月中旬

月額算定対象外の方

- 7月以降の新規加入者・・・加入時の給与月額で算出された掛金で翌年度9月まで納付
- 9月以降の異動(転入)者・・・旧施設の給与月額で算出された掛金で翌年度9月まで納付

注意点

- 2025(令和7)年7月より、**掛金の変更ができるのは、月額算定時のみ**になります。
※途中で給与の変更(復職・異動を含む)があった場合も次回の月額算定時までは掛金の変更ができません。
- 退職者も月額算定の対象**になります。(今までは、月額算定の対象外)
- 復職する場合は、直近の月額算定時に決定した掛金で納付開始**となります。
※次回の月額算定まで掛金の変更ができません。
- 7月以降異動(転入)する場合、旧施設の給与月額で算出された掛金で納付開始**となります。
※**異動(転入)時に新施設で掛金を変更できません**。変更できるのは、次回の月額算定時となります。

→詳しくは **裏面** をご確認ください。

ご注意

【休職・復職】

- 休職者も月額算定対象者になります。

これまで、休職者は月額算定対象外でしたが、2025(令和7)年度からは、**休職者も月額算定対象者となります。**

- 復職する場合は、直近の月額算定時に決定した掛金で納付開始となります。

復職時に、新たな掛金に変更はできませんので、その点を踏まえたうえで休職者の月額算定をお願いいたします。

≪2025(令和7)年7月～9月の復職者について≫

7月～9月の復職者は、休職に入った時点での掛金で納付開始となりますが、**10月からは、2025(令和7)年度の月額算定で決定した掛金で納付していただきます。**

【異動】

- 2025(令和7)年7月以降の異動者(転入者)について

法人外異動、法人内異動の場合、旧施設(転出施設)で算出された掛金で納付開始となります。

異動時に、新施設(転入施設)で掛金を変更できませんので、旧施設と新施設の事務担当者様で連絡をとり、よくご確認のうえ、お手続きをお願いいたします。

※次回の月額算定時には、掛金を変更できます。

- 新施設(転入施設)で、旧施設(転出施設)で算出された掛金で納付継続できない場合**共助会会員としての異動は成立いたしません。**

旧施設(転出施設)で退職手続き後、新施設(転入施設)で、再加入の手続きをしていただくこととなります。

※この場合は、掛金期間及び累計額は継続されませんので、ご注意ください。